

新	旧
<p style="text-align: center;">MMF等の運営に関する規則に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(資金の借入の限度額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(償還金等が不確定な仕組債)</p> <p>第3条 規則第6条第7項及び第22条第6項に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該債券等の償還金額が、指数等に連動するもの</p> <p>(2) 当該債券等の償還金額又は金利が、為替に連動するもの</p> <p>(3) 当該債券等の金利が、長期金利に連動するもの</p> <p>(4) 金利変動に対して逆相関するもの</p> <p>(5) レバレッジがかかっているもの</p> <p>(6) その他償還金等が不確定なものとして自主規制委員会で定めるもの</p> <p>(<u>WAM方式</u>の平均残存期間の計算方法)</p> <p>第4条 規則第7条に規定する組入資産のWAM (Weighted Average Maturity: 加重平均満期) 方式の平均残存期間(<u>規則第24条において準用する場合を含む。</u>)は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額(信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間の合</p>	<p style="text-align: center;">MMF等の運営に関する規則に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、MMF等の運営に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(資金の借入の限度額)</p> <p>第2条 規則第2条第4項及び第19条第4項に規定する細則に定める限度額は、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第4条の規定を適用する。この場合において、規則第2条第4項に規定する限度額については、同条第1項中「有価証券等の入金日の5営業日」とあるのは「有価証券等の入金日の20営業日」と読み替えて適用する。</p> <p>(償還金等が不確定な仕組債)</p> <p>第3条 規則第6条第8項及び第22条第6項に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該債券等の償還金額が、指数等に連動するもの</p> <p>(2) 当該債券等の償還金額又は金利が、為替に連動するもの</p> <p>(3) 当該債券等の金利が、長期金利に連動するもの</p> <p>(4) 金利変動に対して逆相関するもの</p> <p>(5) レバレッジがかかっているもの</p> <p>(6) その他償還金等が不確定なものとして自主規制委員会で定めるもの</p> <p>(平均残存期間の計算方法)</p> <p>第4条 規則第7条及び第24条に規定する組入資産の平均残存期間は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額(信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p>

新	旧
<p>計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</p> <p>(1) 有価証券（現先取引及び債券の貸借取引に係るもの並びに変動利付債を除く。）は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間</p> <p>(2) 金融商品（現先取引に係るものを除く。）は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間</p> <p>ただし、預金（CDを除く。）及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。</p> <p>(3) 変動利付債は、受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間</p> <p>(4) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間</p> <p>2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する平均残存期間の計算例は、自主規制委員会において定める。</p>	<p>(1) 有価証券（現先取引及び債券の貸借取引に係るもの並びに変動利付債を除く。）は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間</p> <p>(2) 金融商品（現先取引に係るものを除く。）は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間</p> <p>ただし、預金（CDを除く。）は、その期間を1日として計算する。</p> <p>(3) 変動利付債は、受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間</p> <p>(4) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間</p> <p>2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する平均残存期間の計算例は、自主規制委員会において定める。</p>
<p><u>(WAL方式の平均残存期間の計算方法)</u></p> <p><u>第4条の2 規則第7条に規定する組入資産のWAL（Weighted Average Life：加重平均残余期間）方式の平均残存期間（規則第24条において準用する場合を含む。）は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。</u></p> <p><u>(1) 有価証券（現先取引及び債券の貸借取引に係るものを除く。）は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間</u></p> <p><u>(2) 金融商品（現先取引に係るものを除く。）は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間</u></p> <p><u>ただし、預金（CDを除く。）及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。</u></p> <p><u>(3) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間</u></p> <p>2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの</p>	<p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から実施する。</p>	<p>(当該投資信託に起因しない予期できなかった事象)</p> <p><u>第 5 条 規則第11条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める事象は、次に掲げる事象とする。</u></p> <p>(1) <u>予期しない大量の解約等が発生した場合において、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第 2 条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。）が監査法人又は公認会計士と協議し決定した場合</u></p> <p>(満期保有目的債券の売却等の事由)</p> <p><u>第 6 条 規則第11条第 1 項第 7 号に規定する細則で定める事項は、理事会がやむを得ないものとして自主規制委員会が定めた事由とする。</u></p>